この様式は、岐阜県内の市町村で使用します。切り取ってお使いください。

＜留意点＞

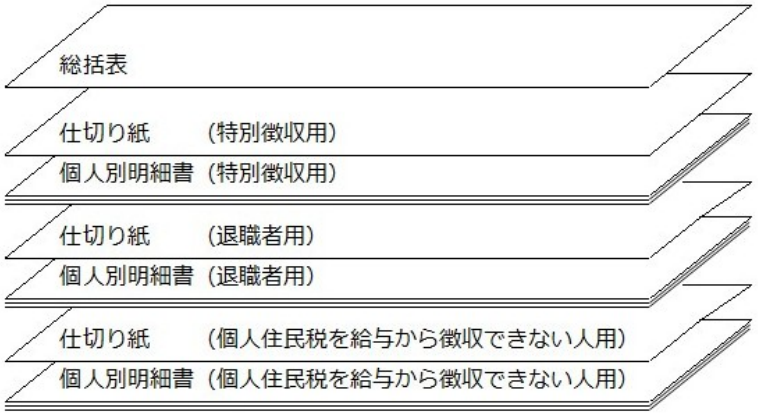
1．仕切り紙「退職者用」及び「個人住民税を給与から徴収できない人用」に綴る方は、普通徴収となる方です。

2．ただし、上記１のみでは普通徴収への切替えは完了しないため、上記１により報告した方については、給与支払報告書を送付した後に、必ず給与所得者異動届出書を提出してください。

3．「個人住民税を給与から徴収できない人用」の該当する項目（a～d および計）の【　　人】に人数を記入してください。

4．「個人住民税を給与から徴収できない人用」の項目に該当しない場合は、パート・アルバイト・期限付雇用の従業員等も原則、特別徴収していただかなければなりません。(地方税法 321 条の 4)
※この場合、普通徴収を希望しても特別徴収となります。

5．給与支払報告書は、下の図のような順番で綴ってください。



＜キリトリ＞

＜キリトリ＞

⑨　仕 切 り 紙

特 別 徴 収 用

名分

・この紙の下は、特別徴収者用（「退職者用」及び「個人住民税を給与から徴収できない人用」の対象者を除く。）の給与支払報告書（個人別明細書）を綴ってください。

⑨　仕切り紙

退　職　者　用

名分

・この紙の下は、既に退職し、市町村民税・県民税を給与から徴収できない方の給与支払報告書（個人別明細書）を綴って下さい。

〈キリトリ〉

⑨　仕切り紙

個人住民税を給与から徴収できない人用

理由

a【　　人】乙欄適用である
b【　　人】給与が支給されない月がある
c【　　人】事業専従者のみ
（全従業員が事業専従者のみの場合に限る）
d【　　人】退職予定者（５月までに退職予定の者）
計【　　人】

・この紙の下は、市町村民税・県民税を給与から徴収できない方（理由 a～d）の給与支払報告書（個人別明細書）を綴ってください。

・上記理由に該当しない場合、普通徴収希望とされても、地方税法の規定により、特別徴収へ切り替えることがあります。

〈キリトリ〉